

いわき市森林ボランティア活動支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 いわき市森林ボランティア活動支援事業における補助金の交付については、いわき市森林ボランティア活動支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びいわき市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この実施要領によるものとする。

(補助対象経費)

第2条 交付要綱第4条に規定する補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 苗木等資材購入費は、当該事業に必要な不可欠な苗木購入代、森林育成材料購入代、原材料代、燃料代、器具代、消耗品代とする。
 - (2) 傷害等保険料は、作業従事者の保険料とする。
 - (3) 通信連絡費は、事務連絡のための切手代とする。
 - (4) 印刷費は、写真及びプリント代、事業案内及び打合せ資料印刷代とする。
 - (5) 車両借り上げ費（交通費）は、資材等の運搬又は作業員の移動に必要な車両借り上げ代及び作業現場までの交通費とする。なお、交通費については、作業現場が自宅又は集合場所から2km以上離れていることを条件とする。
 - (6) 指導者経費については、作業時の指導者に対する謝礼とする。なお、指導者は、団体構成員以外の者とすることを条件とする。
- 2 補助対象経費の査定単価及び上限額等については、別表に定めるところにより、事業年度当初に定めることとする。なお、別表に定めのないものについては、これらの制限はないものとするが、必要がある時は別に定めることとする。
- 3 補助対象経費として認められる額を超えた分については、自己負担とする。
- 4 領収書の宛名が、補助申請団体名と異なる場合は、補助対象経費と認めないこととする。また、領収書のない支出については、原則補助対象経費と認めないこととする。
- 5 提出書類等において整合性が認められない場合は、その分を補助対象経費と認めないこととする。

(申請書の提出期限)

第3条 規則第4条第1項に規定する期日は、補助対象事業を行おうとする日前10日とする。